

民事訴訟における 専門的知見の利用

2021年10月20日

韓国特許法院 裁判長

金相佑 (SANG WOO KIM)

内容

1. 知的財産権関連訴訟における専門的知見の利用

- (1) 調査官 (Judicial Research Officers) と技術審理官 (Technical Examiners)
- (2) 技術顧問 (専門審理委員) (Technical advisors)
- (3) 専門家証人 (Expert witness)
- (4) 技術説明会における当事者の積極的関与 (The parties' active engagement in technical explanatory session)

2. その他の民事訴訟

- (1) 技術顧問委員会の常置委員 (“the Standing Members of Technical Advisor Committee”) の導入

1.知財関連訴訟における専門的知見の利用

(I) 調査官 (Judicial Research Officers) と 技術審理官 (technical examiners)

▷Introduction: 法院組織法に基づき、韓国特許法院には、技術審理官が配置されている。

特許法院及びその他の知的財産権について専門的な審理を要する裁判所には、調査官が配置されている。

▷概要

Step 1: 訴訟が提起され配てんされると、担当する技術審理官／調査官が指名される。

Step 2: 技術審理官／調査官は、弁論（trial）の日よりも前に、争点となっている技術や技術的な争点についての意見を説明する技術報告書を提出しなければならない。

Step 3: 弁論又は準備的審理（pretrial hearing）の期日に先立って、裁判体と技術審理官／調査官が裁判官室に集まり、技術報告書に基づいて、技術的な問題を検討する内部議論を行う。議論は、通常、1時間程度にわたって行われる。

Step 4: 技術審理官／調査官は、裁判所の判決前に、事案全体又は特定の争点に関する最終的な意見書を提出する。

1.知的財産権関連訴訟における専門的知見の利用

(2) 技術顧問（専門審理委員）（Technical advisors）

▷ Introduction: 知的財産権, 建築, 医療 (medical care) , 環境 (environment) その他に関連する事件に不可欠な特別な知識 (specialized knowledge) を有する裁判所外部の専門家の専門的な知識 (professional knowledge) 及び経験 (experiences) に基づく意見 (opinions) 又は説明 (explanations) を聞くことによって, 誠な審理 (faithful hearing) 及び紛争の迅速な解決を目指す制度である。

▷概要

- 1) 特許法院においては、特許技術（例えば、機械、電気（electricity）、電子工学（electronics）、情報通信（telecommunications）、建築、農業、林業、化学、薬学（pharmaceuticals）など）の専門知識（expertise）を有する657名の技術顧問（専門審理委員）候補者が登録されている。
- 2) 技術顧問（専門審理委員）は、裁判体の合議の過程には参加できない。
- 3) 実務上、技術顧問（専門審理委員）制度は、特定の技術分野に精通した技術審理官や調査官が特許法院にいない場合や、技術的な内容が特に複雑な場合に、職権又は当事者の申立てにより、時々（occasionally）、用いられている。

4) 技術顧問（専門審理委員）制度は、技術審理官／調査官とともに、又は別個に用いることができる。技術顧問（専門審理委員）は、新件の審査の間に指名されることも、審理（hearing）の途中で指名されることもある。当事者や調査官の意見に基づいて技術顧問（専門審理委員）を指名すると当該事件に適した専門家の選任に資する。

1.知的財産権関連訴訟における専門的知見の利用

(3) 専門家証人 (Expert witness)

▷ Introduction: 専門家の証言 (Expert testimony) は、民事訴訟の一般原則に沿った通常の専門家の選任及び証人尋問の流れに従う。実務上、特許その他の知的財産権の侵害訴訟において、当事者は、出願時における当業者の水準や、先行技術の内容、構成の分析 (composition analysis) 及び侵害製品との比較、損害の算定、合理的な実施料 (royalties) を分析するために、専門家の証言をしばしば求める。

1.知的財産権関連訴訟における専門的知見の利用

(4) 技術説明会における当事者の積極的関与 (The parties' active engagement in technical explanatory session)

▷ Introduction: 技術説明会は、当事者又はその代理人に、弁論 (trial) 又は準備的審理 (pretrial hearing) の期日において、コンピューターやvisual printer を用いて、争点である技術についての深い説明をすることが認められる手続である。技術説明のための口頭弁論に用いる資料は、弁論期日に先立って裁判所に提出することが推奨され、裁判所の記録に当該資料を追加することで訴訟資料となる。技術説明会の期日においては、当事者が当該事件に関連する製品を持参し、当該製品の説明やデモンストレーションをするため、裁判官は、技術に関する説明書面と比較して、より明確に技術を理解することができる。

2.その他の民事訴訟

(I) 技術顧問（専門審理委員）委員会の常置委員（“the Standing Members of Technical Advisor Committee”）の導入

- ▷ 背景: 2017年3月, 民事訴訟のための専門的な技術顧問（専門審理委員）の選任に係るあい路（hassle）を解決し, 技術顧問（専門審理委員）のためのアクセス及び時間に関する効率性を向上させるため, 「技術顧問（専門審理委員）委員会の常置委員」制度が設けられた。
- ▷ 概要: 技術顧問（専門審理委員）委員会の常置委員は, 国家法院行政局（National Court Administration）の局長（Minister）により任命され, 各自が属する裁判所に配置され, 固定月給を支払われる。国家法院行政局の局長の許可なくして, 営利目的の事業に従事することはできない。

Thank you!

